

構造改革特別区域の第2次提案に対する政府の対応方針

平成24年8月21日
構造改革特別区域推進本部

構造改革特別区域法第3条第3項に基づき、平成23年12月26日から平成24年2月29日までの間、構造改革特別区域（以下「特区」という。）に係る第2次提案の募集を実施し、政府においてそれぞれの提案における規制改革要望について検討を行った。

これを踏まえ、以下のような対応方針をとることとする。

1. 新たに特区において講じるべき規制の特例措置

新たに特区において講じるべき規制の特例措置は、別表1のとおりである。

2. 規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項

規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項は、別表2のとおりである。これらについては、規制所管省庁はその検討内容及び進捗状況について内閣官房に所要の報告を行い、内閣官房は、提案の趣旨を損なわないよう適切にフォローアップしていくものとする。

3. その他

地方公共団体や民間事業者等から提案を受けた事項のうち、今回対象とはならなかったものについては、全てが特区で講じられる規制の特例措置等としてなじまないものとして整理をしたものではない。今後、地方公共団体や民間事業者等の更なる提案も受けながら、必要に応じて「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で、検討を深めていくものとする。

別表1 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
106	<p>搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業における実施基準の変更（境界表示措置要件の廃止）</p>	<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条 「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験」に係る特例措置について（平成23年警察庁丁交企発第114号 警察庁丁規発第62号）</p>	<p>実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する基準を変更して、実証実験を行う際における実施場所の境界を示すための措置を不要とする。</p>	警察庁
107	<p>搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業における実施基準の変更（実施場所への横断歩道等の追加）</p>	<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条 「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験」に係る特例措置について（平成23年警察庁丁交企発第114号 警察庁丁規発第62号）</p>	<p>実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する基準を変更して、実証実験の実施場所に横断歩道等を加えることとする。</p>	警察庁

別表2 規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
949	医療用ソフトウェアの単独医療機器化に向けた定義の見直し	薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第4項	単独で診断支援機能等を有するソフトウェア等が「医療機器」であることを明らかにすることなど、医療用ソフトウェア等の法令上の位置付けについて平成24年度に検討を行い、結論を得る予定である。	平成24年度 検討・結論	厚生労働省
1226	新車登録前の輸入自動車(型式指定制度)に対する限定された変更の容認	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第75条第4項 自動車型式指定規則(昭和26年運輸省令第85号)第10条第3項	同一型式の範囲内において、完成検査終了証発行済みの型式指定車にアクセサリを装着した場合、再度保安基準の適合性を確認し安全性が認められた場合に限って、引き続き、完成検査終了証は有効とする。具体的な確認内容等については、提案主体と早急に協議を実施する。	平成24年度中に結論	国土交通省
1227	インポーター等を封印取付代行者として容認	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第28条の3、第105条 道路運送車両法施行令(昭和26年政令第254号)第15条 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第12条、第13条 「封印取付け委託要領の全面改正について」(平成18年10月4日国自管第86号)	ナンバープレートを巡る環境は、近年大きく変化しており、今後どのような方向性を目指していくか、現在「ナンバープレートのあり方に関する懇談会」で議論しているところであり、表示内容や形状等、登録自動車のナンバープレートを巡る様々な事項について、現行制度の抜本的な見直しも視野に入れ、検討を行っているところである。 自治体等の提案については、今後、懇談会の結果を踏まえたナンバープレートに係る制度見直しの一環として検討する。	「ナンバープレートのあり方に関する懇談会」の結果を踏まえ、平成24年度中を目途に結論	国土交通省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
1228	出張予備検査の要件の緩和	「輸入自動車に係る予備検査の実施について」(昭和60年12月4日地技第404号)	インポーター側の支援協力等による出張検査体制の確保により、出張予備検査の円滑な運用が図られるよう、出張予備検査の要件緩和等の弾力的な運用について、国土交通省及び自動車検査独立行政法人を中心に検討を行い、本年度中にその結論を得ることとする。	平成24年度中に結論	国土交通省
1229	民間事業者による有料道路事業(道路整備特別措置法)の運営の実現	道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)	民間事業者による有料道路事業(道路整備特別措置法)の運営の実現に向けて、愛知県からの具体的な事業スキーム等の提案を踏まえ、同県と速やかに協議し、平成25年5月を目途に結論を得る。	平成25年5月を目途に結論	国土交通省
1230	従属発電のための水利使用に関する登録制の導入	河川法(昭和39年法律第167号)第9条、第23条、第24条、第26条第1項	「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定)を踏まえ、河川から取水した農業用水等を活用した小水力発電(従属発電)のための水利使用について、河川の流量への新たな影響が少ないことから、申請者の負担を大幅に軽減するため、現行の許可制度に代わり、新たに登録制を導入する。	平成24年度検討、可能な限り速やかに措置	国土交通省
1231	小水力発電のための水利使用の許可手続の簡素化	河川法(昭和39年法律第167号)第9条、第23条、第24条、第26条第1項 河川法施行令(昭和40年政令第14号)第2条、第20条の2、第40条	「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定)を踏まえ、一定の小水力発電について、水利使用の許可権限を移譲するため、水利使用区分を大規模な水力発電とは異なる取扱いとする方向で検討する。また、小水力発電が、河川環境に与える影響度を合理的な根拠に基づいて判断できるよう、海外事例等各種データの収集や調査・研究を進め、維持流量の設定手法の簡素化について検討し、中間整理を行う。	平成24年度検討・結論、結論を得次第措置	国土交通省
1232	小学校における児童用階段の基準の合理化	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第23条	小学校における児童用階段の基準の合理化について、必要な安全性確保方策等に関して平成24年度より検討を開始し、平成25年度早期に結論を得るとともに、結論を得た後、速やかに措置を講じる。	平成25年度早期に結論	国土交通省